

史料学試論：  
近現代フランス経済史を例として

堀田隆司\*

**Archival Studies:  
Cases from the Economic History of Contemporary France**

Takashi Hotta \*

**Abstract**

Introducing French business archives, this essay aims to show how they can be used for research into economic and business history. The archives covered and explained here are: Archives Nationales (Paris), Archives du monde du travail, and the archives of Total (oil company), Banque Rothschild and Crédit Lyonnais.

**キーワード**

経済史、史料、図書館、文書館、フランス

**はじめに**

カリフォルニア州立大学バークリー校で経済史を担当していた故カルロ・マリア・チポッラ教授に、『経済史への招待：歴史学と経済学のはざまへ』（徳橋曜訳、国文社、2001年。原著は、Carlo M. Cipolla, *Between History and Economics: An Introduction to Economic History*, Blackwell 1991）の著書がある。経済史の入門書は少なくないが、同書の特徴は歴史資料のガイドを兼ねていることである。50年前の日本の外国史家にとっては史料ガイドがあっても羨望するのみだっただろうが、ヨーロッパ各地の文書館に日本人の姿を見かけるようになったいま、史料の取り扱いについても無自覚に済ますことはできなくなったと思われる。

筆者は、2010年、2011年の兩年、大阪大学大学院経済学研究科においてゲストスピーカーを依頼され、経済史史料についてレクチャーを行う機会を得た。本稿は、その折に配布した講義用レジュメをもとに「歴史資料論」、「史料学」について整理を試みたものである。もちろん史料学そのものは筆者の専門外であり、歴史家、それも制約の多い外国人歴

---

\*ほった たかし：大阪国際大学ビジネス学部教授〈2011.12.9受理〉

史家としての経験からする試論である。

以下では、順に図書館で利用可能な印刷資料（第1節）、ついで文書館所蔵の資料（第2節）について述べる。また、注記は本文中に書き入れることにする。けだし、本稿は参考資料に依拠して書くのではなく、参考資料そのものについて書くものだからである。

## 第1節 図書館と印刷資料

歴史研究を目的として資料調査を行う場合も、出発点は図書館になる。ここでは、（1）大規模な総合図書館、（2）大学図書館、（3）議会図書館について述べる。図書館の利用に当たっては、規模の大小と各図書館の特性に留意することが必要である。

### （1）大規模総合図書館と刊行書目録

日本では、東京の国会図書館がこれに相当する。フランスの場合には現在パリのトルビアクにある国立図書館（“BN”、すなわち、Bibliothèque Nationale de France）が研究者を集めている。これと同様な一国を代表する大規模総合図書館としては合衆国の議会図書館（Library of Congress）、イギリスの大英図書館などがあるが、いわゆる先進国には法定納本の制度があるのが普通であり、「網羅的」な図書の収集が期待できる（フランスの納本制度は1537年、フランソワ1世の時代にさかのぼる）。とはいえ、納本制度は外国出版物にまでは適用されないし、時代をさかのぼるほど収集には漏れもある。また、所蔵が確実である場合にも所蔵図書の物理的状态によって閲覧に制限がかかる場合も多く、とくに定期刊行物（新聞、雑誌）については保存状態により閲覧が許可されないことが多い。法定納本に支えられているような大規模総合図書館は、図書資料の公開以外に後世への文化遺産の伝達を任務としており、文献資料の保存自体に価値が置かれているからである。とくに19世紀後半以降の書籍には酸性紙が用いられており、化学的物理的な劣化のためにすでに頻繁な利用に耐えないものも多いが、中性化処理はなかなか追いついていかない。また、文化遺産の保存が任務であることから、コピー機による複写にも制限がかけられることが多い。最近では、デジタルカメラを持ち込んで閲覧者が資料を写真に撮ることも増えてきたが、カメラ持ち込みが常に許可されるわけではない。

一方、大規模図書館はその国における文献出版の総目録ともいえるようなものを編集、刊行してきた。書籍をはじめとする所蔵資料の検索については、現在ではOPAC、すなわちコンピュータ検索可能な形で作成された所蔵図書目録を利用するのが当たり前になったし、OPACはインターネット上に公開されているのが普通である。パリの国立図書館の場合も、その場にいけば昔ながらのカード式目録（著者名別、主題別）や、製本された所蔵資料目録を見ることが出来るが、それを利用する機会はほとんどなくなった。

## (2) 大学図書館と博士論文

大学図書館は、国立図書館や、議会図書館ほど「網羅的」な図書の収集を行ってはいない。しかし、大学図書館は研究・教育の場であり、その集書は学問研究に特化している。とりわけ、大学図書館を利用する価値が高いのは、博士論文をはじめとした学術文献についてである。

経済史、経営史研究にとって、同時代の博士論文は研究の出発点として重要な位置を占める。19世紀末以降であれば、通商関係、国内諸産業の動向、労働問題、社会問題等々、同時代に話題となり関心を集めたテーマについては幾本かの博士論文が存在し、学問的研究がなされていると期待してよい(逆に、同時代の博士論文が皆無であるようなテーマは、現代のわれわれにとっても危うい研究テーマである可能性が高い)。出来映えに優劣があるとはいえ、博士論文は大学における論文審査を経たものであり、資料の取り扱い、先行研究の渉猟など、学術論文としての基本を踏まえたものとして信頼に値する。19世紀末から20世紀初頭の法学博士論文はだいたい200頁ないし300頁程度のものである。

フランスの博士論文は、19世紀末から20世紀前半にかけては部数は少なくとも活版で印刷、公刊されていたようだ。それ以後、読む限り1940年代、50年代にはタイプ印刷(ガリ版)のものが増加したが、同時に紙質は劣化し刊行部数は大幅に減少した。論文がワープロで作成されるようになったのは1990年代からだが、この時期からの博士論文は、原本の部数は多くないとはいえマイクロフィッシュ化によって多くの大学図書館で閲覧が可能になっている。公刊もされず、マイクロフィッシュ化もされていない時期の博士論文については、学位取得大学の図書館に保存されている論文原本に当たらなければならない。

ただ、経済史研究の立場からは、大学組織のなかで経済学部や経済学科が独立したのがほぼ第1次大戦後だったということを考える必要があるだろう。経済問題を論じた博士論文といえどもその大部分は法学博士論文なのであり、経済史家の立場からすれば、法学部的バイアスとでもいうべきものが存在するように思われる。もっとも法学という巨大な隣接分野の考え方の「クセ」をかいまみることができるともいえる。

大学図書館としては、フランス(パリ)の場合、ソルボンヌ地区にある Bibliothèque Cujas と、Bibliothèque de la Sorbonne とが重要である。キュジャスはパリ大学法学部の図書館、ソルボンヌは文学部の図書館を継承している。そのほかには、サント・ジュヌヴィエーヴ図書館、国立政治学院(FNSP、シアンスポ)の図書館があり、また現代史研究にはナンテールのパリ第10大学併設の現代国際資料図書館(BDIC)が役に立つ。

## (3) 議会図書館と法令文書

経済史の研究にとって同時代の法的、政治的制度を理解しておく必要性は大きい。また、議会は政策をめぐる議論が行われる場であり、その議論の内容は個別問題を検討する出発点となるものである。立法文書、議会文書については、英国の Parliamentary Papers が有名であり、インターネット上の公開も進んでいるようである。

立法文書のなかでまず参照しなければならないのは、「官報」である。フランスの場合、Journal Officiel がこれにあたる。法律、政令などは、官報掲載をもって公布とされることがしばしばである。Journal Officiel は、以下の5部に分かれ、年次ごとに製本保存されている。

- ①法律・政令編 (Lois et Décrets)
- ②下院議事録編 (Débats Parlementaires, Chambre des Députés)
- ③上院議事録編 (Débats Parlementaires, Sénat)
- ④下院議会文書編 (Documents Parlementaires, Chambre des Députés)
- ⑤上院議会文書編 (Documents Parlementaires, Sénat)

見るように、①は、法律、政令などを公布するためのもの、②、③は上下院の本会議事録である（議事録は本会議事録のみである）。また、④、⑤の議会文書とは、議会審議の過程で提案者（議員、政府）が作成して議会内部で配布される印刷文書であり、法律案、修正動議、付託された委員会から本会議への報告などからなる。だが、印刷された議会文書のすべてが官報に掲載されるわけではない。上下院の議会印刷文書はそれぞれ通し番号を付されているが、官報不掲載の議会文書についてはもとの議会内配布文書を見る必要がある。その原本は、議会内図書館にはもちろん、前記 Cujas 図書館、国立図書館、さらには国立文書館 (Archives Nationales) などに所蔵されている（未製本、仮製本の場合もある）。また、印刷されることのなかった委員会議事録その他の文書については、上下両院の議会内図書館にあたるか、あるいは国立文書館に寄託の可能性を探ることになる。

ところで、経済史研究の立場から法制度の周辺を調べる必要が生じた場合、いちばん便利に使うことができるのは、同時代の法実務家向けに刊行された判例集であろう。位置づけは研究の「工具」、「補助資料」というべきであり、堂々と引用することは躊躇されるが、その実用性には疑いが無い。第3共和制以後の判例集としてフランスでは法律関係の老舗書肆 Dalloz および Sirey の判例集がよく利用される。Recueil Sirey（正式名は、*Recueil général des lois et arrêtés*）は、大判の年鑑として毎年刊行されており、中身は、① Arrêts de Cour de cassation、② Arrêts de Cours d'appel et jugements des tribunaux、③ Arrêts du Conseil d'Etat、④ Décisions des juridictions étrangères、⑤ Lois et Décrets に分かれている（Recueil Dalloz も同様）。①～④は、その年に出された重要な判決（控訴院、商事裁判所、国務院など）を収録したものであり、⑤はその年の重要法律・政令の集成である。とくに利用価値の高いのは⑤であり、該当テーマについての立法の有無を索引から確認することができるし、重要な立法については脚注によって立法までの経過を跡づけることもできる。たとえば、19xx年x月xx日：政府原案下院提出、xx日：xxx委員会付議、xx日：議員X氏により修正案提出、xx日：委員会採択、xx日：下院本会議における委員会報告、審議、xx日：下院採択、xx日：上院に送付…といった概略をこの脚注から知ることができるのであり、あとは、対応する日付、議会文書番号によって議事録や委員会報告を官報そのほかから入手すればよいのである。

法令や議会文書は、当該テーマについての明示的に表明された立法理由、あるいは審議

の過程での主要な論点を知るための根本資料である。とはいえ、あくまでも「同時代の」、また「政治家」たちの見た論点の整理であり、ここにもある種のバイアスがあることを自覚しておかねばならない。同時代の政治家たちの考え方（→政治思想、政治風土）は、現代の政治家のものとは大きくずれていることが多いし、まして、現代の日本人であるわれわれにはなじみの薄い考え方がされている場合も多いのである。

ところで、議会関係の文書について見る場合には、当該国の法制度、とくに立法過程に関する法の知識が重要であることはいうまでもない。日本語のガイドブックとしては、以下のものがある。

- ①田中英夫ほか『外国法の調べ方：法令集・判例集を中心に』（東京大学出版会、1974年）
- ②早川武夫ほか『外国法の常識』（日本評論社、第2版、1980年）
- ③北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004年）

①は長らく使用されてきた外国法についてのガイドブックであり、最新の③には電子媒体の活用についても述べられている。とはいえ、歴史研究にどこまで電子媒体が活用できるかは、（国にもよるが）現在のところまだ疑問であろう。法律書としては、ほかに各国の行政法、会社法などについての研究書が参考になる。

#### （4）小括

図書館所蔵資料は基本的には書籍、雑誌をはじめとする印刷資料である。定期刊行物について言えば、フランスの経済ジャーナリズムは19世紀後半から急速に成長したごとくであり、とりわけ *Journée industrielle* 紙などには他で見られない産業の個別事情が満載されている。業界ごとの専門紙誌が存在するようになるのも19世紀以降であり、さらに20世紀になれば、各企業のPR誌、社内報などが得られる場合もある。もちろん興味深い情報に接することができるかどうかは幸運によるが、「何が出てくるかわからない」というのは、文書館資料の場合も含めて資料収集の楽しさだといえるだろう。なお、以上述べた大規模総合図書館、大学図書館、議会図書館のほか、場合によれば、企業団体図書館に關係書籍が系統的に収集されている場合がある。

フランスの図書館についてのガイドブックとして、日本語のものでは日仏図書館学会編『フランス図書館・情報ハンドブック』（日仏図書館学会刊、1989年）がある。

## 第2節 文書館資料

歴史家は、いまや印刷された書物のみでは仕事をするができなくなっている。外国史といえども一次史料をどこまで利用しているかが問われるようになってきたのである。この節では、まず（1）、（2）において一次史料についての考え方を整理し、（3）において具体的な史料について述べよう。



## (1) 古文書学（記録史料学）と Archivist

文書館資料についてまず言わなければならないことは、古文書学、あるいは記録史料学について、ヨーロッパと日本のあいだには依然として大きな落差があるということである。近代の文書館はフランスを起源としており、1794年には文書館についての法令が出されている。また、フランスの場合、記録史料学に特化した高等教育機関として、国立古文書学校 (Ecole Nationale des Chartes) が存在し、文書史料の保存・整理の専門家である Archivistes (英語だと、Archivists。文書史料整理官とでも訳すべきか?) を継続的に養成している。この学校はいわゆるグランゼコールの一つであり、フランス革命ののちナポレオン1世によって構想され、1821年、ルイ18世の勅令によって設立された(詳しくは、国立古文書学校のウェブサイトを参照のこと。http://www.enc.sorbonne.fr)。図書館の司書、博物館の学芸員と同様に文書館の史料専門家養成システムが確立しているということができる。言いかえれば、政府文書を保管管理する公文書館だけでなく、ある程度大きな企業・団体においても文書史料保存が重視されているため、記録史料保存・管理の専門家にも専門職としての需要があるのである。

それはなぜか。理由は、組織の意思決定における「文書主義」の根強い伝統にあると考えられる。行政組織であれ、また企業、団体であれ、組織体の意思決定プロセスは文書のやりとりを通じて行われ、決定も文書となってはじめて効力を持つようになるのである。実際、文書館に通って史料を読んでいると、「昨日お会いした際にお話ししましたように」とか、「先ほどの電話で確認しましたように」とか、口頭での交渉をいちいち文書の形で確認しようとする類の書簡史料に遭遇する。加えて、マックス・ウェーバーが指摘するように、近代官僚制の発達の中で文書行政の傾向が強まっていったのであろう。

組織体の意思決定プロセスは20世紀前半まで基本的には文書のやりとりによって行われており、重要な会議、会談には記録者が陪席するのが通例であった。いわゆる「根回し」の存在はアジア文化圏だけには限らないが、その種の「事前交渉」、「裏交渉」についても、その痕跡さえ史料の上からは隠されてしまうか、それとも記録史料の中からそのあらましを推測しうるかの違いは大きい。電話の普及とともに文書記録が残らない意思決定も普及したが、にもかかわらず文書を重視する組織風土が存在すること、「先ほどのお話で…」といった文書の存在によって裏付けられる。

政府、企業などの組織体では、こうして記録史料が蓄積されていくことになる。その一方、組織ではない個人についても、文書を保存しようとする動機は強く働くようである。筆者はリシュリユー街にあった頃の国立図書館でパスカルの『パンセ』原本の展示を見たことがある。それはパスカルの思索の断片を文字通り貼り付けたスクラップブックであった。現在もリシュリユー街に残る国立図書館の手稿部(Département Manuscrit)は、もっぱら文学者たちの個人 Archives を保存している。また、リシュリユー街向かい側の国立図書館音楽部には、ドビュッシーそのほか、音楽家たちの個人 Archives があるという。

経済史に関係する政治家、学者、企業家についても個人文書を保存しようという動機は強いものであるようだ。文学者たちと違って「公人」の自覚の強い政治家や企業家であれ

ば、その文書は縁の深い部局や企業に残されていたり、あるいは出身地の地方文書館などに寄託されていたりする。

(2) 記録のライフサイクル。「記録」が「記録史料」になるまで

Archivist の立場から見た場合、青山英幸『記録から記録史料へ：アーカイバル・コントロール論序説』（岩田書院、2002年）によると、1950年代以降、「記録管理」と「記録史料管理」とを統合的に把握する概念として「記録のライフサイクル」という考えが普及してきたとのことである。同書に従いながら整理すれば、「記録のライフサイクル」とは以下の3段階を経るものとされている（図1）。

- a) 「現用記録」（記録が発生した組織で頻繁に利用される段階の記録であり、保管は当該部局の内部）
- b) 「半現用記録」（記録が発生した組織で頻繁には利用しなくなった段階で、保管場所を移動・集中することになる。社内の倉庫などであろう）
- c) 「非現用記録」（記録が発生した組織がほとんど利用しなくなった段階で、記録が「記録史料」となり、文書保管所（Archives）での保存の対象、場合によっては公開の対象となる）

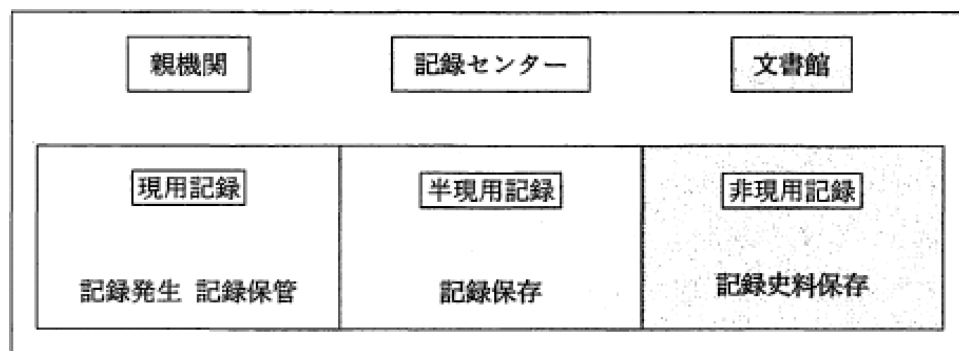


図1 記録のライフサイクル概念図

(出所) 青山英幸『記録から記録史料へ：アーカイバル・コントロール論序説』（岩田書院、2002年）、305ページ。

記録史料を利用する歴史家の側から推測をまじえてみるなら、青山のライフサイクル概念図を次のように読みとくことが出来るだろうと思われる。

まず、第1段階は記録文書の発生する場所（担当部局）である。文書の作成と蓄積は、当該部局における事案の処理と同時並行的に進行するものと考えられる。事案処理に時日を要するほどこの段階は長期化し、文書量は次第に増加することになる。案件が複雑で他部局をも巻き込んでいく場合には、他部局との書類のやりとりなどによって文書全体の構造も複雑になっていくだろう。

第1段階と第2段階との間に、事案処理の完了が入るのではないかと考えられる。事案

処理の完了と同時に、文書上においても案件処理が完了すると考えていいのではないだろうか。議決が行われる場合には議事録に記載がされることになるであろうし、決議文としてまとめられることもあるだろう。また、そこで取引が成立するのであれば、取引契約書のかたちで文書上の案件処理が完結することになる。議事録、決議、契約書といった文書記録は、後日のために保存すべき価値の高い文書であり、企業・団体、また行政組織において証拠書類としての保存がなされるものと期待できる。

案件処理に平行して蓄積されていく文書は、第1段階では担当部局の書類棚に置かれ、「現用文書」として絶えず複数の担当者によって参照されているであろう。そして、案件の処理が完結した時点、第2段階に入った段階で文書は「現用記録」ではなくなる。しかし、処理された案件がまだまだ実行中であり、過去の案件になっていないのであれば、文書、とくに意思決定の結論を示す決議なり、契約書なりは「準現用記録」、あるいは「半現用記録」として、担当あるいは関連部局の人間が絶えず参照できる場所に置かれていなければならないであろう。保管場所は具体的条件次第と思われるが、各部局の執務室自体ではなくとも、その組織の近隣、例えば同一建物内の倉庫といった場所に保管されていなければならないであろう。

組織としての意思決定を見る前の第1段階では、関連文書の多く、とくに主要なものほとんどすべてが「現用記録」として参照・利用可能な状態にななければならない。しかし、意思決定が行われた後の第2段階では、決定を文書上で体現する議事録、契約書の作成と同時に、第1段階で必要とされた文書にたいして保存すべきか否かの整理・選択が行われることになるのであろう。取捨選択の判断は、Archivistによってではなく、文書の発生過程を知る当該部局の担当者によって行われるものと考えられる。この取捨選択と同時に、証拠品的文書と蓄積されたその他の「関係文書」との区別も担当者が行うことになる。もっとも、第2段階が数年、数十年と長期化して担当者が去ってしまう場合も考えられるが、その場合には、次の世代の担当者、あるいは組織上層部の問い合わせに応じられる体制を構築するために文書管理の専門家としてのArchivistが必要とされることになる。

だが、歴史家が記録史料を閲覧するのは、この第1段階でも第2段階でもない。歴史研究の対象としてわれわれが読むのは、ほとんどの場合、文書を発生させた案件処理が当該組織・団体にとって公開可能な「過去」あるいは「歴史」となった第3段階でのことである。文書を発生させた組織・団体そのものさえ、この第3段階では消滅しているかも知れない。しかし、文書館に収められた第3段階でも「親機関」によって作られた文書の構造は維持されている。例えば財務省から文書館に文書が移管されるとき、省内各セクションで作成された文書はそのセクションで「半現用記録」（第2段階）とされたときの整理状態のまままで移管される。Archivistである安藤正人によれば、「中央政府、地方政府、寺院、企業、団体など、一定の規模を持った組織体の場合には組織体機能が内部機構によって分担されるから、発生する記録群の総体あるいは、その残存物である記録史料群の総体は、必然的に当該組織体の機能分担システムを反映した体系的秩序、有機的構造をその内部に備えることになる」（安藤正人『記録史料学と現代：アーカイブズの科学をめざして』（吉川弘文館、1998年）、27ページ）。移管を受けた文書館の側でも原秩序の構造を尊重するのである。



ところで、意思決定の結論を示す文書、すなわち、議事録や決議は、その組織の性格や文書の重要性に応じて、印刷、配布され公開される場合が多いと思われる。先述した官報記載の法令や議会本会議の議事録は、まさにそれに当たるものである。企業の場合にも、大会社であれば株主総会報告、総会決議などは印刷冊子の形で多数配布されるし、主要な経済ジャーナリズム（例えば、以前であれば英 The Economist の「付録」）にはその抜粋なりとも転載されるであろう。こんにちのようにインターネットを活用した企業の活発な IR 活動を期待するわけにはいかないとはいえ、大規模図書館の収集の網に捕らえられている可能性もなしとしない。

だが、企業であれば取締役会の議事録などは社外に公表されるものではない。また、意思決定の過程で蓄積されていく数多の「関連文書」の大部分も非公表のものであり、印刷されることもない。この関連文書の中には、意思決定者（機関）にあてた覚書、意思決定者によるメモ、関係機関の間でやりとりされた交渉経過を示す書簡などが含まれるであろう。資料整理箱の中に埋もれたこれら「関連文書」は、意思決定の背景事情を知るためにはきわめて有用である場合が多く、その中から知見を得ることは Archives を探索する醍醐味であるといえる。

議事録について付言するなら、株主総会の議事録がしばしば結論のみを記したものであるのは、なにも日本だけの例ではない。議事録といっても、結論のみが記されたもの、議論の大筋が読みとれるもの、さらには討議の速記録ほとんどそのままの精粗がある。日本の大学における教授会議事録などは結論のみの代表格であろうが、その精粗は意思決定が行われる機関、組織の風土によるのであろう。

### （3）文書館史料の性格と特徴

要するに、文書館史料の調査にあたっては当該記録史料の性格と構造を考えることが必要となる。文書発生部の局はどこか。組織としての意思決定メカニズムはどうなっているのか。同じ機関であっても人が代われば意思決定のスタイルが変化する場合があるし、なかなか変わらないその機関独特の組織風土のようなものもある。意思決定のあり方をいくつかのタイプに分類することは可能かも知れないが、歴史家の営為としては記録史料と向かい合いながらその都度その史料の性格を考え、その史料を残した組織、機関のありようを読みとっていくしかないようである。

以下、実際に筆者が資料整理箱を開いて閲覧した史料のいくつかについて、それぞれの性格を検討することにしよう。

#### （3-1）公文書館と官庁文書

パリのマレ地区にある国立文書館 Archives Nationales には中世以来の文書が収蔵されているが、近現代については官庁文書が中心である。もっとも、陸海軍や外務省の文書館は以前から別であったし、財務省、植民地の文書、また、第2次大戦期以後の文書も別に置かれている（フランスの国立文書館全体の組織については、文書館総局のウェブサイト

を参照のこと。<http://www.archivesnationales.gouv.fr>。

官庁文書の性格を知るためには、対象とする時代の行政組織の編成についての予備知識が必要になるが、それには行政法、行政学の文献が役に立つ。ドイツ、フランスの場合、官吏養成教育としての法学部のカリキュラムには、「法学入門」的な科目と並ぶ必須科目として初年次に「国制史」(Verfassungsgeschichte、Histoire des Institutions)が置かれているのが普通である。さらに行政組織、制度については「行政史」、「行政組織史」が行政法の科目と平行しておかれることになる。幸いにもこのような科目が設けられているため、その教科書の類もたくさん刊行されている(たとえば、Pierre LEGENDRE, *Histoire de l'administration de 1750 à nos jours*, PUF 1968)。また、教科書以上に役に立つのが事典であり、19世紀末から20世紀はじめの時期については、Maurice BLOCK, *Dictionnaire de l'administration* (第5版が1905年)が詳細を極める。

さて、経済史に関係するフランスの省庁(中央官庁)としては以下のような官庁が重要であろう(F7、F12などは、文書館における整理分類)。

- ①内務省(F7)：言うまでもなく警察を管掌する。治安、公安上の取り締まり対象として労働、社会運動についての記録があるほか、警察業務には地方行政の広い領域が含まれており、たとえば、事業所の設置許可や環境規制についても警察の所管であった。
- ②財務省：財政金融政策のほか、政府出資の国有企業、予算執行部局(商務省、公共事業省)に対する監督、金融業界に対する監督を行っていた。なお、中央銀行については、筆者未体験ながらフランス銀行文書館がある。
- ③商務省(F12)：第1次大戦を挟んで劇的に変貌した省庁である。1914年以前には小規模省庁であり、財務省や議会と連絡しつつ関税政策をたてるほかには、万国博覧会の組織・運営、産業人の顕彰(レジオン・ドヌール勲章)などによって産業奨励を行うのがその役どころであった。しかし、第1次大戦末期から突如肥大化し、戦後は本格的に経済介入を開始した。ヴェシー時代には「工業生産省」として統制経済の中核となる。
- ④公共事業省(F14)：19世紀の段階では商務省よりはるかに重要な利権官庁であり、河川港湾、道路、橋梁、都市整備など、主として土木関係の事業を行った。財務省や商務省とは違って技術系グランゼコールの出身者である高級技術官僚が重要ポストを占めており、実業界の技術エリートとの同窓生つながりも見られる。
- ⑤陸・海軍省：筆者未経験ながら、おそらくは独自の意思決定メカニズムがあろう。
- ⑥外務省、植民地省：同じく筆者未経験ながら、商務省などに回されてきた文書から推察すると、領事報告書のなかに興味深いものがありそうである。

内務省、商務省、公共事業省については、Archives Nationales, *Etat général des fonds, tome 2, 1789-1940*, 1979によって史料の全体像を掴むことができる。この全体目録第2巻はフランス革命から第3共和制期にかけての官庁文書の目録である。この総目録に明らかかなように、前記ライフサイクルにおいて、まず文書の発生部局において整理された記録史料はその整理された形で国立文書館に移管され、発生部局(各省、各局、各部課)ごとに保管される。文書館のArchivistたちは、「出所原則と原秩序尊重原則」(安藤前掲書、30ページ)に基づき、記録史料の体系性・原秩序を破壊することなく目録の作成に従事す

るのである。

なお、中央官庁以外の公文書館としては県庁文書を取めた県文書館がある。県庁は内務省所管であり、産業史の史料としては制約があるようだが、労働運動、農民運動などについては価値が大きいものと思われる。パリ市文書館についても同様であろう。

#### (官庁における組織的意思決定)

官庁における意思決定は規則のうえでは、行政組織法により規定される（各機関の設置法）。しかし、実際的意思決定がどのようになされるかについては、究極的にはその官庁の習慣・慣例、また、担当者のリーダーシップのあり方（独裁的リーダーか、合意形成型リーダーか）などによって千差万別である。同一官庁でもトップにより変化することがある。実際の史料を見てみないとその官庁における意思決定のやり方はわからない。

一般論でいえば、現代のフランスで政策形成に重要な役割を果たすものは「大臣官房 Cabinet du ministre」の存在である。この大臣官房は数人の高級公務員（いまではENA出身者が多数）から構成される政策スタッフ集団であり、大臣の参謀役をつとめる。高級公務員といっても年齢はほとんど問題にならない。官房メンバーは、「大臣宛覚書 Note pour le ministre」を頻繁に作成しながら（文書主義行政！）、個別政策についての論点整理を行っている。同様の「大臣宛覚書」は、19世紀末については局長名で大臣宛作成され、官庁文書の中に多数残されている。官庁内部の意思決定は会議型意思決定ではないので、議事録のようなものはほとんど存在しない。なお、大臣、長官が担当ポストを長く勤め、独裁的なリーダーシップを発揮するような場合には、「覚書」によるスタッフの進言が不要になることも多い。

それぞれの官庁、さらにその内部部局で政策形成が進行する中で、他省庁、他部局、議会などに対してその見解を表明する機会が発生する。他省庁との調整は、基本的に省庁代表者（大臣／局長レベル）を発信者とする書簡によって行われる（文書主義！）。関係他部局と取り交わした書簡については、その部局が受領した書簡だけでなく、発信済み書簡の控え（しばしばカーボンコピー）、および最終文案の確定にいたるまでの数種類の草案が保存されているのが普通である。

なお、官庁が関わったにもかかわらず合議が重視された例として、第2次大戦後、モネ・プランに始まる経済計画の審議がある。ジャン・モネの計画庁のもとに設置された産業別の「近代化委員会」は経済計画を審議、立案する高い権威を持っていたが、その議事録には、その業界内部の利害を異にする各企業の代表（例えば外資と国内資本）、労働組合代表、関連業界代表などによる活発な議論の応酬が見られる。第2次大戦後の経済運営に強い国家干渉を持ち込んだのがモネやマンデス＝フランスのようなリベラル派であったというのは経済史上の逆説だが、このような委員会の設置・運営のなかにモネのリベラリズムを窺いみることができるとも知れない。

### (3-2) 企業文書館

経営史の研究にとっては、対象とする企業についての周辺情報や投資家向けに公表され

た情報ばかりでなく、是非ともその企業の内部情報が知りたいところである。その企業の意思決定について外部から推測することは非常に困難であり、推測を間違える場合も多いからである。幸い現代の大会社の多くは多様なステイクホルダーと向き合うようになっており、研究者を対象とする内部史料の公開もずいぶんと進んできた。商工会議所、業界団体、労働団体、その他の組織体についても、研究者向けの史料公開は進んでいる。

筆者が閲覧の許可を許されたのは、石油業のトタル社 (Total) 史料、および国立文書館寄託 (現在はルーベ分館寄託、Archives du monde du travail, AMT) のロスチャイルド銀行史料である。ほかに、ルーベ分館に寄託されている企業文書のなかには、閲覧許可不要で一般に広く公開されているものもある (詳しくは、AMT のウェブサイト参照。http://archivesnationales.culture.gouv.fr/camt)。ここでは、特にトタル社とロスチャイルドについて述べる。

#### ①トタル社文書：近代的大企業の場合

石油会社のトタルは、1924年にフランス石油 (Compagnie Française des Pétroles) として設立されたフランスの国策石油会社であり、国際石油コンソーシアムの一員として、イラク・モースル油田の利権をシェル、BP、モービル、エクソンと分かち合っていた。英米メジャーと比較すれば小規模とはいえ、その収益構造はメジャー同様中東の低コスト原油に立脚するものであった。第2次大戦後、フランスでは二つめの国策石油企業としてエルフ社が形成され、1980年代後半からの民営化ののち、トタルがエルフを吸収合併して現在に至っている。

パリの西、デファンス地区のトタル社本社 (旧エルフ社ビル) にある史料室では、印刷、公表された株主総会報告 (決算書を含む) のほか、タイプされた取締役会議事録、執行委員会会議事録、さらに議事録付属資料として添付された関係文書を見ることができる。同社では会議型意思決定が行われており、組織としての意思決定は、役員が集まる取締役会での討議を通じて行われる。1920年代、30年代のフランス石油の場合、各銀行、関連石油会社からの取締役、そして政府委員として財務省、商務省の代表 (局長級) が取締役会に出席し、それぞれの立場での主張を展開していた。1940年まで同社会長であったエルネスト・メルシエ (Ernest Mercier) は、会社設立の時点ですでに財界主要人物の一人であり、銀行界、石油産業界と話をまとめて国策事業であるフランス石油を成功させるようポワンカレ首相から期待されていた。つまり大物リーダーであったし、企業家タイプとしても行動力とともに本来独裁的な指向を持つ人物だったようである。しかし、取締役会会長としてのメルシエは、取締役会での合議を通して金融界、石油産業界からの協力を取り付けていかねばならない立場に置かれていた。

#### ②ロスチャイルド銀行文書：

ロスチャイルド家は周知のようにフランクフルトに発した全ヨーロッパ的な金融グループであり、パリのロスチャイルド家はロンドン家とともに現在まで続いている。パリ家の事業は、19世紀以来、公債引き受け、鉄道、産業各部門への投資と多岐にわたる。モスク



ワ大学の故ボブキ教授から個人的に伺ったところでは、現在閲覧可能なロスチャイルド文書は、ナチスドイツによる占領時代、パリ中央市場のあったレ・アル地区に隠匿されていたものであり、ベルトラン・ジルが発見、保存し、同銀行から彼が勤務していた国立文書館に寄託されたものであるという。同家の事業については、史料学者でもあったジルに浩瀚な著作がある（Bertrand GILLE, *Histoire de la Maison Rothschild*, 2 tomes, Droz 1965 et 1967）。

全体を一例に並べると「直線延長800メートル」とされるロスチャイルド文書は、その資料としての形態から2種類に分けられる。その一つはロスチャイルド家発の文書（書簡）のカーボンコピーであり、発信元別、発信順に簿冊に綴じられている。もう一つは問題別（つまり関与事業別）の文書群であり、ロスチャイルドの受信文書、関係資料が資料整理用段ボール箱に納められている。残念ながら、会計帳簿の大部分は失われたといわれる。

トタル社のような近代企業とは全く違って、株式会社でさえなかったロスチャイルド銀行には株主総会報告書がない。それどころか、取締役会議事録に相当するものさえ作成されてはいなかったようである（ただし、現在のロスチャイルド銀行、とくに Banque privée Edmond de Rothschild にはインターネット上に公表している年次報告書もあるし、取締役会議事録も当然存在しているであろう）。かつてのロスチャイルド銀行の意思決定はパリ家当主とその周辺数名のインナーサークルで行われていたと考えられ、その決定については、同家発信書簡のカーボンコピーから窺うしかないようである。当然ながら、月例の取締役会議事録が存在している場合と比べて、問題の探索には困難が加わることになる。同じくルーベに所蔵されているデマレ兄弟社（1950年代まではトタル社の有力販売網の一つ）の文書は筆者なりによく読んだつもりだが、デマレ家当主が株式の大部分を保有する同社の場合でも、議事録の類は株式会社として最低限の形式のみをみたすものにすぎなかった。一歩退いて考えてみれば、メディチ家やフッガー家に便利な「取締役会議事録」があったはずがないのである。

なお、ロスチャイルド文書からは、同家の多彩な投資活動のために投資先企業についての有益な情報が得られる。一例としてロイヤル・ダッチ・シェルグループをあげておこう。ロイヤル・ダッチとシェルとの合同（1903年）にはロスチャイルドが関わっていたため、両社の共同事業会社バタアフシェ石油の取締役会（親会社同志の交渉の場！）には、ロスチャイルドの利益を代表してロンドンの海運業者F. レインが加わっていた。レインがロスチャイルドに毎回送付した議事録はロイヤル・ダッチ・シェルグループの経営情報として貴重なものである。

トタル社とロスチャイルド銀行の例から考えると、利害の一致しない代表たちが指導部に存在し、彼らの合議によって会議型の意思決定が行われる場合には、議事録は詳細なものとなるようである。それに対して、議事録が貧弱であるか、あるいはそもそも存在しないような場合は、強力なリーダーシップが存在して独裁的な意思決定が行われているか、非公式のインナーグループによって実質的な意思決定が行われているのではないかと思われる。



なお、企業の消滅その他の理由で企業文書館が存在しない場合も多い。吸収合併の場合には統合先企業に経営文書も吸収されるが、まったく消滅した場合はチャンス次第ということになる。ただ、基本史料である株主総会報告については、大企業の場合大量にパンフレットとして印刷配布されている可能性が高く、銀行調査部、商工会議所などが原本を保管している例が多い。フランスの場合には、株式保有者協会が収集した経済紙切り抜きがルーベの国立文書館分館の65AQ シリーズに保存されており、最小限の動向と決算の概要とを見ることができる。非公表文書（取締役会議事録等）については望みが薄いとはいうものの、一人一人の取締役の出身企業、出身銀行を洗ってみれば、そこに当人が自分用に受け取った議事録が保存されている可能性がある。

### (3-3) 銀行史料室と調査部史料

銀行史を調べる場合に銀行文書を探すのは当然だが、銀行の史料室は個別産業の研究にとっても宝庫である。まず、銀行には各企業の株主総会報告書の豊かなコレクション（原本保存）が期待できる。しかし、それ以上に意味深いのは、銀行調査部による各産業、各企業についての調査、分析報告である。フランスでは、故ジャン・ブーヴィエ教授が博士論文でクレディ・リヨネ銀行を取り上げて以来、同銀行史料室と経済史家たちのあいだに強いつながりが成立しているように思われる。

銀行調査部の分析は、投資、貸付にかかる銀行の意思決定の際には資料となるべきものである。そして、その分析が貴重なのは、資金を獲得しようとする企業側としてはできる限りの内部情報、本来外部には公表しないはずの経営情報を銀行に対して開示しているものと想定できるからである。しかも、業界内部の人間ではないとはいえ、執筆者は経済の素人ではない。対象とのあいだに即かず離れずの距離が保たれており、かつ視点が確かであるという意味で、他者の目からする資料として一級品なのである。

### (4) 小括

文書館での記録史料閲覧は、まず Archivist が作成した目録 (inventaire) の読み込みから始まる。パリの国立文書館では3階に史料の閲覧室、2階に目録の閲覧室がある。インターネット上で目録のかなりの部分が閲覧できるようになったのはありがたいが、閲覧室の目録すべてがインターネット上に公開されているわけではないし、随時、何度でも目録（印刷、タイプ、手書き）の閲覧に立ち返ることは有益である。たんに目指す史料を捜し当てる可能性が高まるというだけではない。実は、すでに強調した当該記録史料の性格と体系性は目録の構造からある程度推測することができるのであり、記録史料を残した組織のありようについても目録の構造が何かを物語ることがある。

その他の留意点としては、文書館での資料収集にあたっては時間を無駄にする覚悟が必要だろうと思われる。歴史家が一次史料を大切にするのは当たり前だが、勉強の仕方としては図書館にこもって書物で勉強の方が能率がよい。一次史料を読み始めれば誰でもすぐに通説の細かな誤りに気が付くことになるだろうし、それはそれとして意味のあること

なのだが、一次史料というものは史料群としての体系性を踏まえ、大量に読むのでないとその意味が分からないところがあるようである。資料整理用段ボール箱を受け取ったら、まず、その箱全体の観察から始めた方がいい。ある一つの案件について仮に一つの箱があるとすると、その案件に関するいく通りもの下書きやら、交渉過程で蓄積された文書やらがその箱の中には収められているのであり、どれが下書きでどれが最終的意思決定なのかは全体を見て判断するしかないのである。

さらに実践的な話として、カードを使うか製本ノートを使うか（この問題はいまでは皆がコンピュータでノートを取るようになって解決されたようである）、原語でノートするか日本語に訳してノートするか（この問題については、流派がありそうである）などの選択があるが、結局は個人個人のやり方次第となる。ただ、外国史を研究する以上、語学の訓練を続けていかねばならないのは宿業だろう。とりわけ、文書館での実際の史料閲覧にあたっては、いわば新聞を読む要領で素早く史料を読んでいくことが必要になる（もちろん精読しなければならない場合もある）。同時に素早く大量に書く（キーボードを打つ）ことも必要になる。腱鞘炎は歴史家の宿痾だが、手書きの場合ボールペンは特に手を痛めやすい。

## おわりに

結論は短くて良いだろう。図書館の印刷資料であれ、文書館の記録史料であれ、本稿の主張は資料の性格を思い、その成り立ちと構造を思えというに尽きる。

